

平成30年度羽生市消費生活相談員募集要項

1 募集人員等

- (1) 募集職種 消費生活相談員（非常勤特別職）
- (2) 募集人数 2名
- (3) 勤務場所 羽生市消費生活センター（羽生市役所内）
- (4) 業務内容
- ・消費生活に係る相談対応等に関する業務（システム等パソコン入力業務あり）
 - ・消費者啓発に関する業務（消費生活講座等）
 - ・その他、上記に附随する業務。
- (5) 任期 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（再任可）

2 勤務条件等

- (1) 勤務日 原則、月・火・水・金曜日のうち週2日程度
（日数・曜日等は応相談、年末年始・祝日は除く）
- (2) 勤務時間 10時から16時まで（休憩60分間）
- (3) 報酬 日額10,000円（費用弁償は別途支給）

3 応募資格等

- 消費生活相談員資格試験（国家試験）に合格した者、もしくは「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」の附則における消費生活相談員資格試験のみなし合格者

【みなし合格者とは】

次のいずれかの資格を有する者であって、地方公共団体における消費生活相談の事務又は、それに準ずる事務（※）に1年以上従事した経験を有する者（平成28年4月1日から遡って5年間に於ける実務経験が1年未満の従事者は、指定講習会の課程を修了していること。）

- ・独立行政法人国民生活センターが付与する「消費生活専門相談員」の資格
- ・一般財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」の資格
- ・一般財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」の資格

※消費生活相談の事務に準ずる事務とは

- ・消費者団体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ・事業者における当該事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ・国の行政機関又は独立行政法人における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務

- パソコンの基本操作ができる方

4 応募方法

(1) 応募期限 平成30年3月2日(金)まで[必着]

(2) 提出書類

・履歴書(写真添付のもの)

・消費生活相談員資格試験(国家試験)合格者については、合格通知の写し

・消費生活相談員資格試験のみなし合格者については、資格認定証等の写しとみなし合格者であることを証明できる書類(在職証明書等)

※提出していただいた書類等の返却は致しません。

(3) 提出方法

羽生市役所市民福祉部市民生活課へ持参(8時30分~17時15分)又は、郵送(期限内必着)

5 選考方法

書類選考と面接により行います。面接等の日程は後日個別にご連絡いたします。

6 問い合わせ先

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地

羽生市役所 市民福祉部 市民生活課 生活係

電話: 048-561-1121 (内線132)